

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 105

発 生 日	平成25年8月上旬頃
発 生 場 所	広島県 府中市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月上旬頃、府中市在住の女性被保険者宅に、市役所保険課の職員と名乗る人物から電話があり、女性被保険者の娘さんが対応したところ、「還付金が30,000円程度ある。通知は既に送付している。今日が手続きの期限である。振込みの操作をパソコンで行うので、電話番号〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇の社会保険事務所に連絡するように。」と言われた。 教えられた番号に電話をしたところ、携帯電話とカードを持って、ＡＴＭに行くよう指示された。 「近所に金融機関があるので、そこに行く。」と返答すると、商業施設のＡＴＭに行くよう指示され、口座番号を伝えた。 この電話の様子を聞いていた娘さんの夫は不審に思い、警察に相談した。 口座を確認したところ、被害はなかった。 なお、調査の結果、女性被保険者に還付金の該当はなかった。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 98

発 生 日	平成25年8月29日
発 生 場 所	広島県 広島市佐伯区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月29日、広島市佐伯区在住の女性被保険者宅に、社会保険医療事務局のイトウと名乗る男性から電話があり、「5年間の医療費の払戻金が31,682円ある。振込をするので口座を教えるように。」と言われた。 口座情報を伝えた後、再度電話があり、「〇〇銀行の口座でないと手続きが難しい。」と言われたので、その銀行の口座情報を伝えた。 その後、確認のために通帳を記帳したが、振込がなかったため、教えられた電話番号に問い合わせたところ、「〇〇〇〇に到着したら、再度電話するように。」と言われた。 不審に思い、それ以降は連絡や手続きを行わなかった。 翌日、区役所に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 なお、調査の結果、女性被保険者に還付金の該当はなかった。区役所では、警察と銀行に連絡するよう伝えた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 97

発 生 日	平成25年8月12日
発 生 場 所	広島県 広島市安佐北区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月12日午後4時頃、広島市西区在住の男性被保険者宅に、男性から電話があり、「医療保険に関する還付金があるので、手続きすること。」と言われた。 電話を受けた妻が、本当に還付金が発生しているかを確認するため、区役所に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 調査の結果、保険料の還付は該当がなく、高額療養費に関しては手続き済みであった。 区役所では、警察に届け出るよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 96

発 生 日	平成25年8月12日
発 生 場 所	広島県 広島市西区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月12日午前10時頃、広島市安佐北区在住の被保険者の娘さん宅に、区役所の職員と名乗る男性から電話があり、「3月末頃、過去5年分の医療費の払戻し手続きを6月までに行う旨の通知をしたが、今日が手続きの期限となっている。手続き先は、東社会保険事務所である。」と言われた。 その後、連絡先の電話番号を聴き取っている最中に電話が切れたため、区役所に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 調査の結果、高額療養費の支給に該当はなかった。 区役所では、高額療養費の手続きに関して、電話で勧奨することはない旨及び還付金詐欺が全国的に発生している旨を説明し、警察に届け出るよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 95

発 生 日	平成25年8月12日
発 生 場 所	広島県 呉市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月12日午後0時45分頃、呉市在住の女性被保険者宅に、社会保険庁の職員と名乗る男性から電話があり、「3月中に、白い封筒にて医療費の還付通知を送付した。還付金額は50,000円程度である。4月が提出期限であり、7月末が最終期限だったが、本日が本当の最終期限なので、〇〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇に電話すること。その際、受付番号〇〇〇〇〇〇を伝えること。」と言われた。 その後、当広域連合に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 当広域連合では、管轄の警察署に連絡するよう勧めた。 また、相手方の特徴として、手続きを急かすような口調であり、40歳代を思わせる声質だったという。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 94

発 生 日	平成25年8月12日
発 生 場 所	広島県 三原市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月12日午前11時30分頃、三原市在住の女性被保険者宅に、社会福祉事務所のタカギと名乗る男性から電話があり、「還付金が30,000円程度あり、事前に書類を送付しているが、返答がないので連絡した。手続きの期限は今日までとなっている。振込みを行いたいので、〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇に連絡すること。」と言われた。 伝えられた電話番号に連絡すると、「通帳の番号及びキャッシュカードが必要である。」と言われた。 通帳の番号を教え、「カードについては分からない。」と伝えると、「キャッシュカードが必要である。見つけたら再度連絡すること。」と言われた。 その後、再度相手方に連絡しようとしたが、その前に、当広域連合に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 当広域連合では、管轄の警察署に連絡するよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 93

発 生 日	平成25年8月12日
発 生 場 所	広島県 広島市西区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月12日午前11時頃、広島市西区在住の女性被保険者宅に、男性から電話があり、「医療費の還付手続きの書類を送付したが、まだ手続きされていない。今日が期限なので、今日中に手続きすること。詳細は、社会保険事務所に確認するように。」と言われた。 その後、相手方が電話番号を伝える前に電話が切れた。 不審に感じ、当広域連合に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 当広域連合では、本事案を最寄りの警察組織に相談するよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 92

発 生 日	平成25年8月12日
発 生 場 所	広島県 広島市安佐北区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月12日午前10時頃、広島市安佐北区在住の男性被保険者宅に、社会保険庁の職員と名乗る男性から電話があり、「過去3年分の払戻しがあるので、次の電話番号に連絡すること。」と言われた。 不審に感じ、「手続きが大変なのでいらない。」と返答し、電話番号を聞かずに電話を切った。 その後、被保険者の妻が、夫の医療費の払戻しの有無を確認するために、当広域連合に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 調査の結果、被保険者への医療費の還付に該当はなかった。 当広域連合では、医療費の還付が発生した場合には、書面で通知する旨を説明し、管轄の警察署に連絡するよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

（広島県内で実際に起こった事例）

事例 91

発 生 日	平成25年8月7日
発 生 場 所	広島県 廿日市市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月7日午前10時頃、廿日市市在住の女性被保険者宅に、廿日市市役所保険課の職員と名乗る男性から電話があり、「平成25年3月から6月の医療費の還付金が30,000円程度ある。通知を送付したが、手続きされていないので、手続きをするように。」と言われた。 被保険者は不審に感じたため、電話を切った。 その後、確認のため、家族と共に廿日市市役所に来庁したが、還付金の該当はなかった。 被保険者に被害はなかったが、市役所では、警察に届け出るよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 90

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 尾道市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午後0時40分頃、尾道市在住の女性被保険者宅に、市役所の職員と名乗る男性から電話があり、「後期高齢者医療保険から、医療費の還付がある。受付番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。最寄りのATMに行き、広島市中区にある社会保険事務局に電話すること。電話番号は〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇である。」と言われた。 被保険者は、自宅近くの商業施設に設置されたATMに行き、先程教えられた電話番号に連絡した。 この際、相手方からキャッシュカードの有無について確認され、持ってきていない旨を伝えたとところ、取りに戻るよう指示された。 その後、それぞれ異なる口座のキャッシュカード2枚を持って、再度ATMに行くと、キャッシュカードで口座の残高を確認するよう指示された。 一方の口座の残高を伝えたとところ、「エラーが発生したため、その口座には振り込めない。もう一方の口座の残高はいくらなのか。」と言われた。 もう一方の口座の残高を伝えたとところ、ATMの操作を指示され、その指示通りに操作を行った。 この時、「今日の午後5時以降、もしくは明日に通帳を記帳して、振込みを確認するように。」と言われた。 翌日、通帳を記帳したところ、振込みを確認できなかったため、前日教えられた電話番号に何度も連絡したが、電話が繋がらなかったため、市役所に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 なお、通帳の記載額に変化はなく、被害は確認されていない。 市役所からは、今後このような電話があってもすぐに行動せず、家族や市役所に相談・連絡するように伝え、警察に届け出るよう勧めた。

市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ATMで振り込ませる詐欺事件が多発しています。

◎還付金の支払いはATMでは行いません。

「還付する。」と言われても、ATMには行かないでください。

◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 89

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 東広島市
種 類	保険料に関する不審電話
事件の概要	8月5日正午頃、東広島市在住の女性被保険者宅に、東広島市役所保険課の職員を名乗る若い声の男性から電話があり、「3月以降で合計30,000円程度の保険料の未払い金がある。」と言われた。 被保険者は、最近、同様の不審電話が急増していると知っていたため、相手方が話している途中で電話を切った。 また、保険に関する手続きは、常に書面で通知されていたので不審に感じ、市役所に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 88

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 東広島市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日正午頃、東広島市在住の女性被保険者宅に、東広島市役所医療保険課の職員と名乗る男性から電話があり、「3月に医療費の過払いが発生したので、還付する。3月に通知も送付している。」と言われた。 「分からない。」と返答したところ、「32,418円還付するが、市役所では手続きできないので、社会保険課で手続きを行う。携帯電話を所持しているか。」と言われた。 被保険者は、携帯電話を所持しているが、不審に感じたため、「持っていない。」と伝えると、電話を切られた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 87

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 東広島市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午前10時頃、東広島市在住の女性被保険者宅に、東広島市役所医療保険課のオノと名乗る男性から電話があり、「3月の医療費の払戻しがある。以前通知したが、返事がないので電話した。今日が期限であり、市役所では手続きできない。受付番号は〇〇〇 - 〇〇〇で、還付金額は32,418円である。手続きは電話で行う。まず、大手の商業施設に行くこと。銀行では手続きができない。その後、携帯電話で指示するので、〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇のオノに電話すること。」と言われた。 被保険者は不審に感じ、銀行に行った。 市役所では、東広島警察署にこの事案を情報提供した。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 86

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 東広島市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午前10時頃、東広島市在住の女性被保険者宅に、社会保険事務所の高額療養費払戻しの担当係の職員と名乗る男性から電話があり、「医療費の払戻しが32,418円あり、登録番号は〇〇〇〇〇〇である。通帳の口座番号、住所及び携帯電話の番号を教えること。今日が払戻しの期限である。携帯電話とキャッシュカードを持って、商業施設のキャッシュコーナーに行くこと。」と言われた。 「最近、振り込め詐欺が多いため、市役所へ確認しに行く。」と返答した。 市役所に向かう前に、教えられた電話番号に連絡したところ、先程の男性が電話口に出たため、「今から市役所に行く。」と伝えた。 被保険者は、相手方に通帳の口座番号、住所及び携帯電話の番号を教えており、警察に相談に行くとのことだった。 なお、相手方の男性は、丁寧な口調が特徴で、「東広島市役所から電話をかけている。」と言ったという。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 85

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 広島市佐伯区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午前11時頃、広島市佐伯区在住の女性被保険者宅に、社会保険事務所のキクチと名乗る男性から電話があり、「医療費の還付があり、4月5日に書類を送付した。今日が還付金受取の最終日なので、口座番号を教えてほしい。お客様の番号は〇〇〇〇〇〇である。コンピューターで入金を行う。入金がエラーになる場合があるので、近くのATMに行って確認するように。」と言われた。 被保険者が区役所に、口座番号を相手方に伝えた旨を連絡してきたことで事案が発覚した。 区役所からは、すぐに銀行に問い合わせるよう伝えた。 また、区役所から電話で還付手続きの案内を行うことはない旨を説明し、再度不審な電話等があれば、区役所へ電話で確認を行うよう伝えた。 なお、被保険者に還付金の該当はなく、口座番号を相手方に伝えたことによる被害はなかった。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ATMで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはATMでは行いません。 「還付する。」と言われても、ATMには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 84

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 尾道市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午後2時頃、尾道市在住の女性被保険者宅に、男性から電話があり、「申請期限を過ぎた医療費の還付金が30,000円程度あるので、取りに来ること。通知番号は〇〇〇 - 〇〇〇である。」と言われ、そこで電話が切れた。 後ほど、同様の電話がかかってきたが、前回同様、通知番号を伝えられたところで電話が切れた。相手方は所属や氏名を名乗らなかった。 なお、女性被保険者は、還付金の受取場所とされた場所には行っていない。 尾道市では、同様の不審電話を受けたという問い合わせが他に2件あったが、いずれも電話の受け手が不審に感じ、すぐに電話を切ったため、被害はなかった。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 83

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 尾道市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午前9時30分頃、尾道市在住の女性被保険者宅に、市役所医療保険課の職員と名乗る男性から電話があり、「医療費の過払金について、以前文書を送付した。9月末が期限なので、今日までに社会保険事務局に電話するように。電話番号は03-〇〇〇〇-〇〇〇〇である。」と言われた。 女性被保険者は、電話の内容を不審に感じ、市役所保険年金課に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 口座番号等の個人情報は何も聞かれていないとのことで、被害はなかった。 市役所からは、警察に届け出るよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 82

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 広島市東区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午後1時頃、広島市東区在住の女性高齢者宅に電話があり、「還付金が34,000円程度あり、社会福祉事務所から申請書を送付したが、提出されていない。期限が近いので、社会福祉事務所に電話するように。登録番号は〇〇〇〇〇〇である。」と言われた。 その直後に電話が切れたため、女性高齢者の家族が区役所に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 区役所で調査したところ、女性高齢者に還付金の該当はなかった。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 81

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 広島市安佐北区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日正午頃、広島市安佐北区在住の男性被保険者宅に、女性から「今日が期限となる高額療養費30,000円程度の支給手続きがまだ行われていない。」と言われた。 話の途中で電話が切れたため、区役所に電話で問い合わせたことで事案が発覚した。 区役所で調査したところ、男性被保険者へ的高額療養費の支給の該当はなかった。 区役所では、高額療養費の手続きについて、電話で勧奨することはない旨及び還付金詐欺が全国的に発生している旨を伝え、警察に届け出るよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 80

発 生 日	平成25年8月5日
発 生 場 所	広島県 広島市南区
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	8月5日午前11時15分頃、広島市南区在住の女性被保険者宅に、南区役所長寿課のオガワと名乗る若い声の男性から電話があり、「5月頃、白い封筒で、医療費の過払金に関する通知文書を送付した。今日が期限なので、手続きをするように。」と言われた。 「役所から届いた書類は全て綺麗に保管しているが、5月に届いた書類はない。手続きはどのように行えばよいのか。」と返答したところ、「お金が戻らなくてもよいなら、もうよい。」と言われ、電話を切られた。 区役所からは、警察への届出を勧めた。 また、調査の結果、被保険者に還付金の該当はなかった。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

(広島県内で実際に起こった事例)

事例 79

発 生 日	平成25年8月1日
発 生 場 所	広島県 三原市
種 類	還付金詐欺
事件の概要	8月1日、三原市在住の女性高齢者宅に、市役所の職員と名乗る人物から電話があり、「医療費の過払金30,000円の還付があり、今日が期限なので、社会保険事務局に電話するように。」と言われた。 電話をかけると、商業施設にあるATMでの操作を指示され、そのとおりに操作したため、被害が発生した。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ATMで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはATMでは行いません。 「還付する。」と言われても、ATMには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	